

◆金融支援

低金利の融資制度

運転・設備・開業のための資金を低金利で借りることができる制度です。また、これらの融資を複数利用している事業者向けに、一本化資金も用意しています。市では、利子補給と東京信用保証協会の保証料の一部を助成しています。

※金融機関・信用保証協会の審査が必要です。

環境配慮事業に対する融資制度

ハイブリッド車・電気自動車の購入や、太陽光発電システムなどの環境に配慮した設備投資に対する低金利の融資制度です。省エネ設備の導入についても活用できる場合があります。相談してください。市では、利子補給と東京信用保証協会の保証料の一部を助成しています。

※金融機関・信用保証協会の審査が必要です。

セーフティネット保証制度の認定

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者などを支援するための国の制度です。信用保証協会の一般の保証枠と別枠で保証を受けることができます。市では、保証を受ける際に必要な認定を行っています。

東日本大震災復興緊急保証の認定

東日本大震災で直接的・間接的に被害を受け業況が悪化した中小企業者は、一般保証、セーフティネット保証とは別枠で、新たな保証を受けることができます(平成29年3月31日まで)。市では、保証を受ける際に必要な認定を行っています。

◆市内企業(製造業)の情報発信

市内中小企業のPRを目的に、企業の概要・コア技術・製品をA4用紙1枚にまとめた「羽村市製造業製品・技術PRレポート」を作成しているほか、企業の概要・主要製品・保有技術などを市公式サイトに掲載し情報発信を行っています。

◆市内企業(製造業)へのメール配信

市の施策、国・都の補助金情報など、中小企業に役立つ情報をメールで配信しています。

登録を希望する方は、ご連絡ください。

◆創業支援スペースiサロン

産業福祉センター内に創業支援スペースiサロンを設置し、創業のための情報収集や作業スペース、ミーティングスペースの利用、創業を目指す仲間同士の情報交換、創業の専門家への相談を行うことができます。また、創業に役立つ情報のメール配信やセミナー、窓口相談会を行っています。



◆人材確保支援

青梅線沿線地域産業クラスター協議会の事業で、青梅線沿線地域企業の人材確保支援を行います。詳しくは、今後の広報はむらでお知らせします。

◆人材育成支援(技術力向上及び人材育成支援助成金)

製造業者が負担した、従業員の技術力向上または人材育成のための研修費や、資格取得のための経費などの2分の1の金額(上限20万円)を助成します。また後継者などが受講した講習会などの費用については、製造業に限らず、すべての産業の中小企業が対象となります。技術力向上、人材育成、事業活動の発展のために活用してください。

◆産業福祉センターの使用料免除

市内事業所およびその従業員が利用できる施設です。市内事業所が、自らの経営改善などを目的とした研修・会議などの場として使用する場合、使用料を免除します。

ごみ不法投棄監視

ウィーク

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの一週間は、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。

市では、不法投棄を発生させない環境づくりを推進するため、5月22日(日)の「市内いっせい美化運動」から5月28日(土)までの期間を「ごみ不法投棄監視ウィーク」として、市独自の啓発活動も行います。

活動1

市の廃棄物収集運搬業務委託車両、市内いっせい美化運動に参加している町内会・自治会の車両に「ごみ不法投棄監視ウィーク・パトロール実施中」の標識を表示

活動2

5月22日(日)を統一行動日とし、町内会・自治会が行う「市内いっせい美化運動」で、不法投棄監視パトロールを実施

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎ 205



▲車両に表示する「ごみ不法投棄監視ウィーク」の標識

子育て



児童育成手当の手続きを

6月は児童育成手当の年度切替え月です。新たに手続きをする方や、平成27年度の市・都民税課税状況（26年中の所得）が限度額を超えたため対象とならなかつた方で、平成28年度の課税状況（27年中の所得）が限度額内である方は、5月中に手続きをしてください。前年に受給していた方には、6月に「現況届」用紙を送付しますので提出してください。

児童育成手当

18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある次のいずれかの状態の児童を監護している方または父母以外で児童を養育している方
 □父または母が死亡した児童
 □父母が離婚した児童
 □父または母に重度の障害がある児童（身体障害者手帳1・2級程度）
 □婚姻によらないで生まれた児童
▼支給額 該当児童1人につき月額1万3500円

必要なもの

- ① 請求者と児童の戸籍謄本
- ② 請求者名義の銀行などの通帳
- ③ 障害のある方は身体障害者手帳または愛の手帳
- ④ 個人番号が確認できるもの（通知カードなど）
- ⑤ 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ⑥ 印鑑

児童育成手当（障害手当）

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方
都制度
 □身体障害者手帳1〜2級
 □愛の手帳1〜3級
市制度
 □身体障害者手帳1〜4級
 □愛の手帳1〜4級

▼支給額

○都制度：該当児童1人につき月額1万5500円
 ○市制度：該当児童1人につき月額1万3500円、1万2500円
 ※障害の程度および所得状況などにより異なります。
 ※都制度と市制度の併給はできません。
必要なもの
 ① 請求者名義の銀行などの通帳

② 身体障害者手帳または愛の手帳

③ 個人番号が確認できるもの（通知カードなど）

④ 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

⑤ 印鑑

共通

□平成28年1月1日に市内に住所がなかつた方は、その時点の住所地の市区町村長発行による平成28年度の所得証明書または課税（非課税）証明書が必要です。
 □受給要件によっては、ほかの書類が必要となる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

④ 問合せ 子育て支援課 支援係 係④ 236

募集



郷土博物館 嘱託学芸員を募集します

▼募集職員 学芸員／募集人員 1人／雇用期間 6月15日〜平成29年3月31日（実績等による更新制度あり）
 ④ 申込み・問合せ 5月25日

（水）（必着）までに必要書類を郵送または直接郷土博物館へ

〒205-1001 羽村市羽741 ☎5558-2561

※市公式サイト上の郷土博物館のページを確認の上応募してください。

※持参の場合は月曜日を除く午前9時〜午後5時です。

審議会などの傍聴



第3回羽村市生涯学習審議会

▼日時 5月23日（月）午後7時
 ～/会場 市役所東庁舎4階特別会議室／定員 10人（定員を超えた場合は抽選）
 ※直接会場へお越しください。
 ④ 問合せ 生涯学習総務課生涯学習推進係④ 367

第3回羽村市長期総合計画審議会

▼日時 5月31日（火）午後7時
 ～/会場 市役所東庁舎4階特別会議室／定員 10人（定員を超えた場合は抽選）
 ※直接会場へお越しください。
 ④ 問合せ 企画政策課企画政策担当④ 314

健康



女性特有のがん検診 クーポン券を利用してください

市では国の特別対策に基づき、一定年齢の女性に対し、子宮頸がん検診と乳がん検診を無料で受けられるクーポン券などを5月末に発送します。手元に届いた方は、同封のクーポン券で6月から無料で受診できます。制度を活用して積極的に受診しましょう。

平成28年度クーポン券対象者

□子宮頸がん検診
 ①平成27年度に20歳になった方
 ②平成26年度に、子宮頸がん検診無料クーポン券が届いたが、利用していない方で、今年度43歳になる方
 □乳がん検診
 ①平成27年度に40歳になった方
 ②平成26年度に、乳がん検診無料クーポン券が届いたが、利用していない方で、今年度43歳になる方
 ④ 問合せ 保健センター ☎555-1111 ④ 626